

第22回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成20年9月5日（金）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数9名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、田巻、中山、橋本、水口
- ・欠席委員 ～ 荒井、井上、浦西、小野寺、三原

配布資料について

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1は、「共働」と「協働」のイメージ図として事務局で作成したもの。
- ・前回会議で、一通りの形が見えてきたので、柱となる「きょうどう」の議論に戻ってここを固めようということになった。これを受けて各委員から「きょうどう」の考え方を聞いたところ、「共働」を使っていこうという意見が多かった。
- ・しかし、「共働」という言葉は一致しているが、各々が抱いているイメージに差異があるように感じている。
- ・そこで、委員の意見として事務局が受け取ったイメージを数パターンと、現行の北見市「協働」の考え方、この会議で例として出た福岡市と豊田市の考え方を図にしてみた。
- ・資料2は、第21回の会議録概要。
- ・栗山町議会基本条例と北九州市自治基本条例の検討会議録抜粋を資料として、会議開催案内時に送付している。
- ・前回会議後、「きょうどう」に関する資料として、杉本委員、高橋委員、逢坂委員、笠原委員から提出があったものを配布している。後ほど各委員から説明があると思う。

前回（第21回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前回は、その前の会議で協議した全体構成の積み残しの部分の整理を行った。
- ・その中では、市職員の評価システムに関することや、学校と地域の関わりなど、また、条例の見直し時期の他に条件も必要ではないかとの意見も出された。

- ・これらについては、各論の協議で再度詳しく詰めていくことで了解を得て、現時点での全体構成を固めることができた。
- ・その後、個別項目の具体的検討に入ろうとしたが、懸案となっている「きょうどう」の考え方を固める時期でないか、そうしないと個別項目の協議はできないとの意見があった。
- ・次回（今回）会議で「きょうどう」の考え方を協議することとし、出席委員から現時点での考えをそれぞれ伺って、前回の会議は終了した。
- ・以上が、前回会議の確認。ここまでよろしいか。

「きょうどう」の考え方について

〔中山座長〕

- ・今日は、数名の委員から資料が提出されているので、その説明を順にしてもらいたい。
- ・その際、事務局から配布している資料1のイメージ図のどのパターンの考え方なのか、あるいは、これらとは別の考え方だといった意見も併せて発言願いたい。
- ・資料提出委員から説明を兼ねて意見をもらった後、その他の委員の意見を聴いていく。
- ・4名の委員から資料が提出されている。逢坂委員から順に説明を願いたい。

資料提出委員からの説明

〔逢坂副座長〕

- ・ページ数が多いので資料の説明だけして、詳しい内容はその議論の際に説明したい。
- ・冒頭の「きょうどうに関する所見」は、今年の冬から議論を続けてきた「きょうどう」について自分の意見をまとめたもの。
- ・「協働のまち北見」の報告書の後ろに簡単なイメージ図を付けているが、豊田市の条例のイメージと、以前に杉本委員が作成したもの、それと冒頭の所見にも載せている自分なりのイメージ図を並べてみた。
- ・次のページは「協働に関する動き」ということで、この条例が関連条例の内容を下回らないような議論をしようとなっているが、関連する諸事象、きょうどうに関わる周囲の状況（動き）をまとめてみたもの。
- ・1枚目は各項目を表にまとめ、その次のページからはバックデータとして、北見と端野のまち協からの答申書と8月1日付けの道新記事を添付している。
- ・資料1の中での考え方としては、「その3」ということになる。

〔中山座長〕

- ・次に、高橋委員から資料を説明してもらおう。

〔高橋委員〕

- ・資料1のパターンでいうと、「その2」のイメージに近い。
- ・BとCの部分が混じっているが、「共働」と「協働」は、ある程度区別して考えた方が良さいだろうと思う。
- ・インターネット上の百科事典から語源や概念を拾って記載した。

- ・そもそもは、共に協力し活動し成果を出すということで、これまでこの会議で言われてきた「共働」と変わらないものだと思っている。
- ・ただ、「協働」という言葉には手垢が付き過ぎて、他自治体や企業、団体等でも「共働」が使われ始めていることを踏まえると、この条例でも必要な言葉ではないかと思う。
- ・「協働」も決して悪いことではなく、行政主導のことを指すものだとしても、形にしていかなければならないもので残していくべきだと思う。
- ・きちんと残してやっていくためには、ぐちゃぐちゃにはいけない問題で、市民が行うことと行政が行うこと、市民と行政がやることが区別されていないと、金が絡んできたときに立ち行かなくなるトラブルも想定される。
- ・「4. 市民が主体的に立ちあがる動議付け」ということで、一般的なサークル活動からどう公益性を求めるかというモデルを考えてみた。
- ・動議付けのきっかけとしては、趣味の幸福感、達成感や危機感、改善意欲から生まれてくるもの考える。
- ・自分が考える「協働」も存在しているが、もう少しやると「共働」と協調できるのではないかと感じる部分もあるので、この辺をどう条例でピックアップしていけるかということを考えていければと思う。
- ・趣味から公益性への移行時に生ずる障害にどう助けるかが行政や条例の役割だと思う。
- ・「共働」をメインに使っていくのなら、「連携」も必ず盛り込むものだと思う。
- ・ワーキンググループ(WG)案の中の「互換性」が分からないとの意見もあったが、それぞれの立ち位置は、その時の状況やスタンスにおいて変化し得るものだと思う。
- ・だから、市民からの「共働」から「協働」へ、「協働」から「共働」への移行も可能ではないかということで、最終ページに集合図を作ってみた。
- ・一番大切なところは、融合的な部分をどう表現していくか、「協働」をより具体的に達成するためにいろいろなものを作っていかなければならない。「共働」は、今後の問題として提言性がある内容が条例に反映されれば良いと思う。

〔中山座長〕

- ・資料1の図では「その2」とのことだったが、BとCの間に斜線が入るイメージか。

〔高橋委員〕

- ・そういう感じだが、ある程度分かれていた方が理解し易いと思うので、分けるとするならCとDの間ということになる。

〔中山座長〕

- ・次に杉本委員。

〔杉本委員〕

- ・資料は1冊になっているが、2つの文書が入っている。
- ・一番気にしていたのは、「協働」するのは、誰と誰なのかということ。
- ・住民自治という言葉は以前からあるが、これと「協働」と現行制度との関係などをずっと考えてきた。
- ・P1から説明していくと、住民自治が不明瞭であるので、ある程度明確にしておかないと「協働」の場面で上手くいかないのではないか。

- ・今までの住民自治は、直接請求などハードルが高いもので政治的意味合いが強かった。しかし、「住民自治 = 政治活動」ではないので、活動面からいろいろなことが補完できるのではないかと考えた。
- ・そこで、下段に書いてあるように、住民の活動領域を定義すべきだろうと考えた。
- ・「共働」という言葉を得て、住民自治の活動領域を確保したということにしている。それは、行政側から住民側の活動を定義するのは越権だろうということから、住民自治側の定義を自由にするために言葉を得て領域を分けることにしている。
- ・「共働」という言葉を得たので、いろいろな発想ができたが、「共働」の領域が拡大することで「協働」領域のものも定義し易くなる。
- ・これまでの「協働」に関しては空白部分があると思っている。
- ・これは自治条例なので、「協働」や住民自治の定義付けは必要だと考える。東京都などでも住民自治とは何かということで混乱している。
- ・今までも文言としてあったが、行政側が団体自治の制度化だけをやってきたので、住民自治が出遅れたということがあり、各自治体が悩んでいるようだ。
- ・我々も条例を検討していくなら住民自治を考えなければならないという視点。
- ・住民自治の出遅れ原因と書いたが、これは個人的な考え方なのでどうなのかは分からないが、住民自治イコール政治的活動（参加）ではないという視点でいけば、もっといろいろな見解が考えられるのではないか。
- ・神原教授の説に「条例は誰のものか」というのがあり、条例には団体自治を規制するものが多いので行政側のものという考え方がある。しかし、それは違うと思う。
- ・行政は住民の負託でやっているし、条例自体が市民生活に影響を及ぼすことから、制度そのものが住民側のものである。
- ・住民自治に関して政治のことばかり捉えると住民の活動が見えなくなるので、条例は継続的な活動のルールだと捉えるべき。他の条例では立場を規制するものが多いが、活動をどうするかというように考えていった方が、落とし所としては良いのではないか。
- ・小項目に挙げていることが自分の大体の目的だが、全体として矛盾がある。
- ・笠原委員の資料で提案されている「北見市民まちづくり条例」という条例名は良いと思うが、ここで「条例は誰のものなのか」ということを名称に合わせなければならず、それによって「共働」なのか「共生」なのか、相応しいものが考えられ、その摺り合わせが必要だろうと思う。

〔中山座長〕

- ・資料1の図では「その1」の考えに近いのか。

〔杉本委員〕

- ・資料1では「その1」で間違いない。
- ・Aの部分をはっきりと「共働」としている。ここでエリアを分けないと補完性の原理が効かない。補完性の原理を効かすためには、それぞれの活動領域が明確でなければならず、「共働」の幅が広いと住民活動を「協働」で補完するわけにはいかない。
- ・住民の分野と行政関与の部分は分けておかなければならない。補完性の原理の定義もあるが、これが連続していると補完性の原理の具体性が見えない。

〔中山座長〕

- ・次に笠原委員。

〔笠原委員〕

- ・キャッチコピーのような感じで考えてみた。
- ・下の参照部分に「である」と「すること」とあるが、これは有名な人の講演の内容で、市民の基本的な人権などが保障される中で時効の問題が取り上げられている。なぜ民法上に時効があるのか、国民には権利が保障されているが、行使しなければ保障されず、利益を確保することもできないという趣旨。
- ・この条例案を考えた場合、「きょうどう」は「すること」である。意識的にやっている人について考えている。
- ・北九州市での議事録にも書かれているが、その主体について、日本はお上意識があってイコールパートナーがあって、北九州の場合シビルサーバント、自分が書いた中ではパブリックサーバントとある。
- ・本来、シビルサーバントというように公務員を落としたイメージになると思うが、そういう流れからいくと、基本的に現段階で市民も行政もイコールパートナーのレベルで妥協せざるを得ないのかと思うが、シビルサーバントと考えた時に、はじめて補完性の原理が保障される。
- ・しかし、その権利をどうやって行使するか。
- ・杉本委員は政治絡みと住民活動は違うと言っていたが、憲法の参政権といった場合、国政選挙に投票することだけではなく、自分達が生活し易くなるよう日々行政に改善を要求することが結果的に政治活動とみなされると思う。
- ・それによって決定されたことが行政で、あくまでも市民の要求によって制度が改善されることで行政組織が出来上がっていくものだろう。それが一般的な政治学だと思う。
- ・それで、条例名の「北見市民まちづくり基本条例」は、あくまでも市民が主体でまちづくりを進めていく、そこには行政も絡むかもしれないが、市民と行政の立場上の問題もあるが、市民自体が市民としての意識を持つことが重要。
- ・先日、アメリカでハリケーンが発生した時に多くの人々が避難したが、一部残っていた者に対して行政が執った手段は、銃を持った州兵が助け出すという使命を持っている。
- ・日本の場合、災害時に自己責任だから自分は死んでも良いといっても地縁として放っておけない。たった一人の救助のためにどれだけの社会的コストが掛かるかと考えると、個人的なことではない。その人を救助しようとするためには社会的費用が必要。
- ・少なくとも、住んでいる以上は国民としての自覚を持ってもらわないと困る。普通の状態の人間であれば市民である意識は絶対に必要である。
- ・しかし、弱者は居るわけで、それに対して憲法などに要請しているのは行政として保護する義務がある。それが先ほどの州兵派遣というようなことになると思う。
- ・今の日本社会では、物理的、時間的問題の中で、地縁的な部分でお互いに助け合いましたよということ、を、「すること」と規定できないと感じた。
- ・イメージ図での考えを表すのは難しく、資料の上部にある共働の定義にあるように、問題なのは結びつくことと、自分のためではなく互いのために働くことだと思う。

- ・それが個人間であろうと、市民と行政の協力関係であろうと、全て網羅できると考えた。
- ・結びつきや関わり方の表現で、「である」ことと、下の方で「する」ことで、言葉的な説明しかできないが、このような形が最終提案として出した。
- ・敢えて構造化する必要性より、むしろ条例の中で、市民活動は今の市民協働推進課がやっていることを発展させることや、議会については市民の意向が反映されるようにすること、そのためにはその情報が公表され市民が読むことが情報共有になる。
- ・これまで、「協働」と「共働」の相違や歴史的経過などを書いてきたが、最後になると、それに拘ることなく、過去の辞典的なことを持ち出しても役に立たず、この言葉の中にもどのようなことを盛り込んでいくか、北見市という大きな器を作っていくということで良いのではないか。
- ・理系的なイメージ図には合わないのではないかという発想になった。

〔中山座長〕

- ・実際に「共働」を使うとしたら、具体的な説明が必要なので「協働」との違いを出さなければならないと思う。
- ・例えば、「協働」は現行の北見市の考え方ではA～Fまでを網羅しているが、今の話を聴くと、個々人のモラルの領域まで入って「協働」も覆うような感じに捉えられるが。

〔笠原委員〕

- ・これを立体的にした場合、市民の主体的な活動といっても、突然別な場面が出てきた場合、例えば火事になった時、それぞれの役割は何かという前に防火活動や防火意識の啓蒙の話が出てくる。
- ・イメージ図となるとなかなか難しく、北見の場合、今まで行ってきたものについては豊田のものに近い感じはするし、大まかにやればそういうことになるのかとは思ふ。
- ・北見市民のまちづくりの全体イメージは「共働」というキーワード的なもので意識できるのではないか。それを場面ごとに出していくものだと思う。
- ・今までやってきた地域振興策は否定するものではなく、その形態が変わっていくのだろうと考えられる。
- ・だから、「含む」という形の説明の方が、「対比」や「二者択一」より良い。これとこれは完全に違いますよというのは、あまり意味が無いような気がする。

〔中山座長〕

- ・そうすると「その4」に近い考えになるのか。

〔笠原委員〕

- ・現実には混在しているのだと思う。
- ・あくまでも、この条例の中では新たな概念を出すことによって、それにはこういうことが含まれているのかを表す。過去を否定したり切り捨てたりする必要性も無いと思うのでその意味では含まれているのかもしれない。
- ・だから、敢えて触れる必要性もなく、むしろ、まちづくりそのものを「共働」的な結び付きや働きだという説明になるのではないか。

〔杉本委員〕

- ・笠原委員の資料の内容は、目的が書かれているのだと思う。

- ・その方法論として「資料1」の考え方が出てくるということだと思う。
- ・題目というか方針としては、笠原委員の考え方に賛成できる。
- ・条例に関しても「である」と「する」こともキーワードになると思う。今までの条例では「この活動はこうである」と決めていたが、「する」という方向性は良い。条例は、存在を定義するだけではなく活動を定義するものになるので「する」ことに入っていくのだろう。
- ・だから、この「である」と「する」というのは良いキーワードだと思う。

〔笠原委員〕

- ・本当は、権利を行使しない人間は権利を守られないという意味である。「である」ことで安閑として「私は市民（国民）ですから、周りが何とかしてください」という発想ではダメだという否定である。
- ・ところが、何でも意思を持ってすることだけが表面に出ていたから、地域振興などでも「協働」を使って、互いに何かをしようとしてきたと思う。
- ・しかし、それらを網羅できない部分まで含めてまちづくりをしなければならないところまで来ている。昔は、自分に都合が悪いことは市役所に頼めば済んだと思うが、主張しない人までを含めた時に切り捨てるわけにはいかない。ヒューマンイズムの部分まで及ぶものだと思う。

〔中山座長〕

- ・イメージ図化はできない。目的は資料に書かれているとおりということで。
- ・ヒューマンイズムという話も出てきたが、モラルの部分まで入るのかどうかとなると、このイメージ図から離れるかもしれないので難しい。

〔高橋委員〕

- ・モラルの問題という点で、去年、市職員から聞いた話。
- ・断水で給水作業をしていた際、水を汲みに来ている市民が「隣の家は高齢者の一人暮らしなので、職員が水を運んでやれば良いだろう」と職員を怒鳴りつけた。そこで、皆さんはこれをどう考えるだろうか。
- ・怒鳴るより自分でやれよと思うのが、それを市職員は言えない。
- ・「きょうどう」も「共働」に踏み込んだ場合は、それが可能になる可能性もある。ただ、あまり踏み込まれても迷惑で、その加減が大事だと思う。
- ・この話を聞いた時「それは市職員に頼むのではなく自分で運べよ」と思ったが、恥ずかしいことに北見市には一部そういう意識を持った人がいる。
- ・それからもうひとつ。高齢単身者宅前の除雪が丁寧にされたことへのお礼の記事が載った際、「なぜ、そこだけをきれいにするのか」という苦情が市に殺到したという恥ずかしい事例もある。
- ・このままではいけないだろうと思うことをこの条例で何とかできないかと期待すべきところだと思う。

〔杉本委員〕

- ・その部分は、住民の方だけに限定しておく、と、恥ずかしいことを言った者は自然に淘汰されていくような動きとして野放しにしておいた方が逆に良い。

〔中山座長〕

- ・その他の委員の意見も伺いたい。

〔水口委員〕

- ・笠原委員の意見と近いが、条例自体を全体の大枠で物事を考えていくことだと思う。
- ・この条例そのものは、隣近所の人とどう手を携えて一緒に市民生活をやっていくかということだと思うし、自然災害が頻繁に起きてくると、災害弱者をどうフォローするかということが大きな問題になってくる。共に助け合わないとやっていけない時代になってきている。
- ・全体のイメージとして「共働」を訴えながら、場面によっては行政の力を借りる。それが「協働」なのかは分からないが、使い分けがあっても良いと思う。
- ・個人的には、この条例の基本的理念は「共働」で貫くべきだと思っている。そのことを分かってもらうために行政も我々も努力しなければならない。努力しなければ、何をつくってもただの紙切れになってしまう。
- ・そこをどう文章で表現するかはこれからの議論だが、まちづくりの基本は隣の人と助け合うこと。住民自治組織は町内会だと思っているが、その中で「共働」の理念をしっかりと受け止め、場面によっては「協働」を加味することは構わない。
- ・大きな柱は「共働」でいくべきだと思っている。

〔中山座長〕

- ・「協働」の存在もあるという解釈で良いのか。

〔水口委員〕

- ・場面によって「協働」を使うことも差し支えないと思う。
- ・現実に行政は「協働」で動いており、否定できない部分がたくさんある。それを真っ向から否定する必要も無い。そのことはこの後の協議で決めていくことだと思う。
- ・ただ、基本条例は資料1で言うところでも「その4」である。場面によって「協働」を使うことは差し支えないということ。

〔笠原委員〕

- ・要するに、「協働」は「共働」に言葉として替えられない。資料1の図の「その4」に入れるとしたら、縦割りではなく点在するようなことはあり得る。
- ・北九州市の場合は「協働」と「共働」のイメージが全然違う人もいる。たまたま北見の場合、これまでの歴史があって、それを変えることにどれだけの意義があるのか、今の段階で費用対効果は期待できない。

〔水口委員〕

- ・条例自体の大きな枠としては「共働」と書くべき。その運用面では「協働」があっても差し支えない。

〔高橋委員〕

- ・費用対効果と言われたが、財政再建で費用対効果を考えると、残すべきものは何もなくなっていく。

〔笠原委員〕

- ・そういう意味の費用対効果ではなく、論議するエネルギーの問題。

〔中山座長〕

- ・水口委員の意見は笠原委員の意見と近いという印象を受けるが。

〔水口委員〕

- ・100%ではないが近い。ただ、笠原委員より強く「共働」を謳うべきだと考えている。

〔中山座長〕

- ・次に橋本委員。

〔橋本委員〕

- ・最近4回ほど欠席していたが、会議録を読むと、皆さん非常に的を射た議論をしていると感じている。
- ・自分は自治会活動をやっていることもあり、笠原委員の考えに近い。
- ・何をすることにおいても、隣近所同士が一同となって取り組んでいくべきだと思っている。
- ・ただ、こんなに真剣に議論している会議はないと感じており、皆さんの意見を聞いていると、どちらにするかとなると混乱している。
- ・北九州市の資料を読むと、自分の考えやこの会議での議論内容と非常に近いものが出ていると思う。
- ・主体は市民ということになると、「協働」は主体が複数で「共働」だと主体はひとつだとの考えもあり、北九州市でも同じようだが判断が難しいと感じている。
- ・言えることは、「共働」とした中で、なぜ「協働」ではなく「共働」としたのかということとを解説の部分で表現してくべきだと思う。
- ・それが表現できれば、「共働」に統一することで、新しいまちづくり条例になると思う。

〔中山座長〕

- ・水口委員の件に近く、資料1でいうと「その4」の考え方だと思う。
- ・次に田巻委員。

〔田巻委員〕

- ・正直言って、混乱して分からなくなっている。
- ・北九州市の資料にイメージという表現があり、イメージだと自分も持っている。「共働」の方が自分の中ではしっくりくると思うが、どういう仕分け（使い方）をするのかとなると分からない。
- ・委員からも資料が提示されているが、読むことで精一杯の状態。
- ・自分の中のイメージとしては「共働」の方が良いかなといった程度である。

〔中山座長〕

- ・「共働」を使うべきではあるが、イメージは難しいという意見だと思う。
- ・最後に合田委員。

〔合田委員〕

- ・市民が主役という意味では、言葉として「共働」がベースでなければならないと思う。
- ・市民ができないことを委託していく部分が「協働」になるとしている。
- ・豊田市のように「共働」がベースで、その中に「協働」があるというのが自分のイメージで、そのために規則をつくっていくのが今回の条例だと思っている。
- ・市民が主役だということをしっかりと明示することが大事だと思う。

〔中山座長〕

- ・北見の現行の「協働」を利用すると、これも存在しながら「共働」があるということか。

〔合田委員〕

- ・「共働」というベースがあり、その中に、市民ができない部分を委託する「協働」作業があるということ。豊田市のイメージと同じである。
- ・憲法でいうと、国民が主役だが、できないことを委託して、その規則づくりが憲法だと思っている。それと同じ。
- ・国という字は、昔は「国構えに民」という字もあって、国の主役は民だということで、そちらの方が正しいのではないかという話を聞いたことがある。
- ・そういうことから、主役は市（国）民だということをきちんと打ち出すことが何事にも大事だと思う。

〔中山座長〕

- ・各委員から一通り話を聴いた。
- ・前回の会議で聴いた中では、条例で「共働」を使うべきとの意見が多く、今回の協議で「共働」の位置付けが明確になると思っていたが、イメージが見事に分かれてしまった。
- ・条例の中で「共働」を使う場合に、どう書き表していくのかを決めなければならないので、ここからは自由な意見交換をしてもらいたい。

〔杉本委員〕

- ・今日提出した資料の3ページに「共生形態」と書いているが、選択肢は「共働」と「協働」だけではないと思う。
- ・以前、笠原委員と議論していた時に「共生」という言葉がでてきた。
- ・自分はどうしても住民自治の部分に拘っているが、団体自治と住民自治はマクロで見ると共生体で、「きょうどう」は下部の動きで使うとしても全体をマクロで見ると「共生」でも良いのかもしれない。
- ・笠原委員から出された中にテーマの中にそれがあったので、それを引用したが、「共働」に拘ることないのかもしれない。
- ・実態を見ると、市民条例であっても、市民側のことばかり書いてもだめで、それを運営（負託）する団体の方にも同等の権利がないとバランスが取れない。
- ・それなら、住民自治と団体自治は共生関係にあるので、全体像としては案外「共生」が落とし所として良いのかと思ったりした。

〔高橋委員〕

- ・北九州市の議論内容を見ると、我々の「共働」のイメージと違って強制力があるような感じで、これは歴史環境があつてのことだろうが、音が同じだから混乱するということであれば「共生」でも良いのかなという気がする。
- ・「働」に強いイメージがあるというのかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・北九州市は、条例に拘束力を持たせるべきだという意見があるが、それは違うと思う。
- ・それよりも、水口委員が言っている向こう三軒両隣のような感じが「共働」には入っているので、それは住民活動の面で絶対使うべき。

- ・そう考えると、住民同士の活動に関しては「共働」だろうし、行政側の関与の部分とは区別しておくべきで、区別しないと協力体制にない。

〔水口委員〕

- ・先ほども言ったが、ここまでの論議の中で皆さんが言ってきたことの大きなイメージは「共働」になっており、のイメージをキーワードとして進めていくべき。
- ・その中に行政的な分野としての「協働」があるのであれば加えていけば良い。

〔中山座長〕

- ・ということは、「協働」は存在した上で包括するのか、それとも区別するのか。

〔水口委員〕

- ・大枠では「共働」でやるべき。「協働」は場面によっては使っても良い。
- ・先ほどから言われているように、住民自治組織といっても行政が関わりを持たなければできないことも多くある。その部分は「協働」が妥当なら使っても構わない。
- ・基本的なイメージを先に考えなければ、条例を書けないのではないか。

〔中山座長〕

- ・合田、水口、笠原、橋本委員の意見はかなり似ており、これらを一緒にすると、異なる考え方は逢坂、杉本、高橋委員となる。今の水口委員の意見にコメントなどはないか。

〔逢坂副座長〕

- ・コメントではなく、資料の補足説明をしたい。
- ・イメージという話になっているが、提出資料にイメージの比較を掲載している。事務局作成の資料1の図でみると、自分のイメージは「その3」になる。
- ・自分のイメージ図は「市民相互の協働」と「市民と行政の協働」に概念を分けている。考え方としては、行政と市民がプロジェクトを進めることと、市民相互の協働で進めるのでは、やり方が大分違うと思う。
- ・市民相互の協働についてはタウンネットワーク懇話会でも定義はしているが、市民と行政の協働が前面に出ていて、この考え方が支柱に無かったということが現実だと思う。
- ・自分も、使う文字は別として考え方としては、市民と行政が進める手順と市民相互の協働では大分違いがあると思う。

〔中山座長〕

- ・結果として、「共働」は必要だということなのか。

〔逢坂副座長〕

- ・水口委員も言ったように、従来の「協働」の流れはある程度尊重しても良いだろうが、大きな括りとしては「共働」であるとの意見が出ている。
- ・タウンネットワーク懇話会での「協働」の議論では、これは理念ではなく、まちづくりをする手段、手法という位置付け。
- ・したがって、考え方によっては理念としては「共」の考え方は大事だと思う。ただ、手法として、こういうものもあるということだけ。

〔中山座長〕

- ・原則の中で「きょうどう」を定義しなければならないと思うが、そうすると「協働」を定義することと考えて良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・手段を原則にするのか、理念や目標を原則に掲げるのかで変わってくると思う。

〔中山座長〕

- ・原則は手法である。

〔逢坂副座長〕

- ・であれば、理念をどうするか。手法でいけば「協働」になると考える。
- ・理念にいくと「協働」だけでは説明が難しい面が出てくると思う。

〔中山座長〕

- ・今の話は、理念には「共働」を書いて、原則は「協働」ということになる。

〔逢坂副座長〕

- ・その辺は難しく、一概にそう言えないところがある。

〔笠原委員〕

- ・論理的にある内包という考え方、概念規定ではなく「共働」の中に「協働」も含まれるという押え方で良いと思う。
- ・市民、団体、組織とあるが、市民には個人もあり市民団体もある。団体は町内会からNPOなど全てで、組織となると行政組織をも含み、他に自治区というものもあるが、それぞれの結びつき方は一様でないので、結びつき方の方が問題なのかと考えられる。
- ・ということで、先ほど杉本委員が言ったように、マクロの状態での定義や原則という形にしていけば良いのではないか。
- ・何でも有りのようなのだが、それ以外に適切な言葉が見当たらず、この会議での議論から出てきた言葉で、別の言葉に置き換えるという論議もないので、それを尊重すべき。
- ・今までは「する」ことだったが、これからは自分が笑顔になるより周囲の人を笑顔にするような感覚で、それが嫌であれば、先述のアメリカのように州兵に強制代執行されることを覚悟できるか。でも今時点では極めて現実的でないというような話。

〔中山座長〕

- ・個人的には杉本（笠原？）委員とイメージが近く、原則には「共働」を書くべきで、各項目の中に「協働」が出てくることは構わないと思う。

〔笠原委員〕

- ・解説の部分で、そこに触れるか触れないかは別の話かと思う。

〔中山座長〕

- ・杉本委員と高橋委員は、「共働」と「協働」を完全に区別すべきという意見だと思うが、その辺どうだろうか。

〔杉本委員〕

- ・考え方として、完全に区別しているのは、活動形態が明らかに違うということ。
- ・逢坂委員が作成した資料に自分のイメージ図も載っているが、タイトル・スローガンの部分には「共生」や「連帯」を入れても良いだろうが、その下に書いてある自治母体概念をまず決めておかなければならず、それでなければ、その後の細かい事業などを決めていくことができない。
- ・確かに「共働」の分野はここで良いのかどうかは分からない。

- ・ただ、住民活動をやっているエリアだけは独立させておかなければならない。全部が行政関与ということになってしまうと、住民自治の「自治」はどこに行ったのかとなる。
- ・だから、その部分はどうしても分けなければならないと思う。

〔高橋委員〕

- ・区別の仕方は、杉本委員と同じような形だと思う。
- ・配布した資料の最終ページに、「共働」と「協働」の違いをまとめてみた。
- ・「共働」は市民主導であることに対して「協働」は行政主導型である。これを基本に両者の違いを挙げている。

〔杉本委員〕

- ・住民側の活動は住民が自発的に行うもので完全に独立している。
- ・ところが、今までの「協働」のイメージでは、必ず計画性を持っていなければならない。だから、役所と絡む時には自発的に「協働」できない。
- ・行政には、計画性がなければならないという運命的なものがあるので、そこは分けておかなければならない。同じ言葉では表現できない。

〔中山座長〕

- ・北見市の現行の考え方である「協働」では、上手くいかないということか。

〔杉本委員〕

- ・資料1の「北見市の考え方（現行）」でいくと、Aの部分をどう説明するのだろうか。
- ・これだと、住民活動を行政が規定していて、現実的にはこのエリアには介入できない。
- ・行政は予算措置などを含め計画性を持って事業を考えなければならず、住民側の「何でもいいから始めてみよう」というものとは全く違う。
- ・高橋委員の考えと同じことを言っている。

〔中山座長〕

- ・事務局に訊くが、基本的に、原則は各項目の内容を網羅するようなものが来ると思うが、そういう理解で良いか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・原則の捉え方もあると思う。この条例を運用するための原則なのか、まちづくりを進めるための原則なのかでも変わってくると思う。
- ・今、この会議での議論では4つの原則が挙げられているが、それはまちづくりを進めていく上での基本原則なのか、条例運用のための基本原則なのか、捉え方で変わるのではないかと思う。

〔水口委員〕

- ・ここは、まちづくりの条例をつくっている会議。今さら事務局側がそんな発言をすると、これまで21回も何をしているのか分からなくなる。

〔杉本委員〕

- ・ネーミングにも関わるが、まちづくりといってもルールを決めただけで良い方向に導くような条例なのか、それとも「～ねばならない、～してはならない」ばかりの条例ではタイプが違ってきて、落とし所も変わってくる。
- ・その部分は、まだ未定義で議論をしていない。

〔高橋委員〕

- ・先ほど「共働」と「協働」を区別して、違いとして考えられることを説明したが、大事な所は、区別できない部分がある。資料1ではBとCだが、これがとても流動的である。こここそが補完性の原則的なもので、対等になれるのか、契約的になるのかといったことの表し方は分からない。

〔中山座長〕

- ・聴いていると、水口委員や笠原委員の意見にも少し近いという印象を受けるが。

〔高橋委員〕

- ・自分自身では、基本的に皆の意見と同じだと思っている。
- ・今回の課題が両者の違いを明確にするということだったので、敢えて、両者を比較して違う部分と融合する部分を出してみた。
- ・以前の話では、原則として「きょうどう」をどう書くのかということだったと思ったので、それであれば当然、区別は必要だろうという意味でつくったもの。
- ・トータルな意味では、自分もNPO活動をしているので、条例の方で活動が活発にできるようなものになるなら「共働」のニュアンスは入れてもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・資料1の右側に「北見市の考え方」の説明として書いてある協働推進指針の内容については、「地域の公共的な課題解決のため」と自ら限定している。
- ・もし、この条例でこれを使うとしたら、住民活動やコミュニティの場面で「協働」が位置付けられる。
- ・図にあるように、A～Fと概念規定を広めていくのは、現実とのギャップがある。
- ・これまでの行政主体的な考え方では、すべての分野を網羅できるとの発想があったと思うが、現実には、地域の公共的な課題解決が行われてきている。ただ、状況等を考えた時にAからFまでに触れられていると理解はしている。

〔中山座長〕

- ・これまでの意見を聴いていると、杉本委員、逢坂委員、その他の委員という3つの考えに分かれているような感じがしてきた。

〔市民協働推進課長〕

- ・資料1の「北見市の考え方」について補足説明をしたい。
- ・例を挙げると、毎月、広報きたみの中で市民協働の事例紹介をしているが、その事例はAのパターンであり、B～Dの事例は出していない。
- ・つまり、市民が主体的にやってくれるNPO活動などが「協働」のメインだということを出している。
- ・例えば、福祉であれば、行政は行政の役割で福祉を進め、民間は民間で進める、これを合わせて「協働のまちづくり」になっているというイメージなので、全体を「協働」としている。
- ・だから、AとB～Dを分ける考えはなく、置き換えるなら全部を置き換えて欲しい。

〔杉本委員〕

- ・今のことで訊きたい。役所から住民活動を提案するのか。

〔市民協働推進課長〕

- ・提案はしない。独自にやってくれている、市民自治が推進されていることが公益活動の促進であり、公益活動の市民領域が増えていることが「協働」の推進になっている。
- ・市民の自発的な活動を「協働のまちづくり」の事例として出している。行政が一切関わらない公益活動である。

〔杉本委員〕

- ・公益かどうかという基準は誰が決めるのか。市役所が決めるのか。

〔市民協働推進課長〕

- ・資料1にも「公益の領域」と書いてあるように、私的なことはここには入っていない。

〔杉本委員〕

- ・自発的な活動を行政側が評価するというのは変ではないか。
- ・住民側が勝手に活動しているものを、行政が「公益的だ」と評価して採り上げているが、住民側の自由度や自治的なことが評価されるとなると、おかしくなっていく。
- ・本来、住民活動とは、自然に賛同者が出てきたり淘汰されたりしていくもので、それを市役所が評価すること自体が僭越である。
- ・きちんと境界を分けるべきだと言っているのは、そういうことにある。
- ・そうでなければ、市役所に評価されることだけをやってしまうことになる。上手く誘導しているようだが、自治という面でいけば、そこまで役所が関与するような形はとってほしくないのではないか。

〔市民協働推進課長〕

- ・市の方では事例を紹介しているだけだが。

〔杉本委員〕

- ・市役所は、純粋に良いと思ってやってくれていると思うが、住民側も評価されたいがために活動を興したりもする。
- ・結果的には良いのかもしれないが、自治など別のところにあるものを勝手に順位付けするようなものだから、境界を越えていると思う。
- ・住民活動の評価に関してもルールを決めて、自主的に応募した中で行う形にするべき。

〔中山座長〕

- ・「協働」が推すAと「共働」のAが存在しては駄目なのだろうか。

〔杉本委員〕

- ・今までの「協働」、市役所が関係してくることは何らかの計画性が必要で、住民側には無計画な活動ができるようにしておく必要がある。

〔逢坂副座長〕

- ・杉本委員の考えに賛同する部分がある。
- ・提出した資料のタウンネットワーク懇話会の報告書4ページにあるが、「協働」には「市民相互の協働」と「市民と行政の協働」があり、これを含めて北見市の「協働」と定義している。
- ・「市民と行政の協働」には行政が入ってくるが、「市民相互の協働」では、行政は一步下がった位置で支援を行なうような意味合いだと解釈している。

- ・ただし、当時は言葉の定義をただけで、ここまで突っ込んだ議論はしていないので、今回の議論の中で、市民相互とは杉本委員が言っているような要素が強いと感じている。
- ・今の市民協働推進課長の話は、タウンネットワーク懇話会の定義とは若干違う。

〔中山座長〕

- ・いずれにしる、「協働」で全てを網羅できるという考え方で、「共働」は特に必要ないということか。

〔逢坂副座長〕

- ・そうではなく、区別することが大事。活動の中身が違うということだと思う。

〔中山座長〕

- ・「協働」でも、AとB・C・Dを分けるということか。

〔笠原委員〕

- ・杉本委員が心配しているような内容について。
- ・まちづくりパワー支援事業は、市民の提案事業をまち協委員が審査して採用している。ただ、その基準を問われたとき、公益性という規定も面倒なので使いたくない。
- ・もうひとつは、市民協働推進課が実施する地域振興策だが、これには明確な基準がないので、他市のように住民活動を促進する目的の条例をつくって、基準を設けて補助金を出すような形を作れば良い。
- ・その場合、市民会議的なもので検討していくというルールが、この条例の中やこの条例に基づいてでき上がれば、そういった心配はある程度解消されるのでは。

〔中山座長〕

- ・杉本委員に尋ねる。「協働」を使ったとしても、Aとその他は区別すべきということが良いか。良いならば、その上で「共働」はどのような位置付けになるのだろうか。

〔杉本委員〕

- ・Aの領域は「共働」だと思う。
- ・図で見ると狭いが、実際の「共働」は、カラオケや社会教育、公民館事業などあらゆるものが該当するのではないかと思う。そこに行政側が予算措置や場所を提供することでBになっているだけ。
- ・そう考えるとAの「共働」のエリアはもっともっと広い。
- ・その他に、誰が汗を流しているのかということも基準だと思う。公民館事業も、今は参加者が事業メニューを考えている。汗を流しているのは参加者で、行政は場所の提供だけ。ただ、場所がなければ事業は始まらないので、Bの「協働」になっているのだろう。

〔中山座長〕

- ・「協働」でAのエリアを定義するのは難しいということか。

〔杉本委員〕

- ・厳しい。活動主体自体が、行政以外の全ての個人や民間団体であり、それらを包括できる言葉は「共働」くらいしかない。
- ・今までの「協働」は行政関与という慣習があるから、これを換えるわけにはいかない。

〔中山座長〕

- ・とすると、「共働」がB～Dの領域に入ることも避けた方が良いということか。

〔杉本委員〕

- ・活動母体が違うので、それも厳しい。

〔水口委員〕

- ・「協働」を使うと、行政がお膳立てしてくれるので住民は割りと楽だが、「共働」をきちんと定義すると、住民は自主的に行動しなければならず大変になる。
- ・しかし、新しい北見市で、皆が知恵を出し合って行政を巻き込んで、新しいまちをつくっていくという大きな理念で考えるなら、「協働」は無いと思う。
- ・その理念が無ければ、この条例には意味が無い。

〔合田委員〕

- ・どんな条例をつくっても、市民モラルが向上しなければ成功しないと思う。
- ・モラルの向上をどう図るかということが、今回大事にしている部分だと思う。
- ・アル・ゴア氏の映画での最後の呟きは、「結局はモラルの問題だ」と言っている。
- ・まちづくりは「共働」で、なぜ共に働くのかという説明が、大きく市民モラルの向上を図ることに関わってくると思う。
- ・だから、「共働」が常にベースとなって、「協働」が内包されていくという捉え方で条例をつくっていくことが非常に大切である。

〔中山座長〕

- ・これまで出された意見をまとめると、
 - 「共働」と「協働」は役割分担すべき …… 杉本委員
 - 「協働」でいくべき …… 逢坂副座長
 - 「共働」は網羅的なもので、原則にも「共働」を含むべき …… その他の委員の3つに分かれていると思う。
- ・これをまとめなければならないが、終了時間になったので、この結論は次回に持ち越しとしたい。

〔笠原委員〕

- ・全員一致に至るまで議論するというならそれでも良いが、大勢の部分で決めるということもある。
- ・先ほどの話で、Bの解釈の問題で「～行政の協力・支援を」という部分も、市民が納得した予算措置等でなければならない。そのことから、前々回あたりでも行政評価などの話もしたが、予算措置等の妥当性を市民が監視するシステムも体系にあったと思う。
- ・この読み方も、松下啓一の本を読むと「先ず、行政ありき」という感じで引っ掛かっている。
- ・それを転換するためにも、市民主体でやるということ、行政がやることも市民が監視・評価して了解できる内容でなければいけない。
- ・補助金に対しても、市民が了解できるようなものが選択され継続されていくことが大事だが、その仕組みをどう作るかという課題はある

〔杉本委員〕

- ・「協働」を行なうためには住民側を分けなければ駄目だというのは、住民側は自由発想で自分の責任の無いところで行動を起こす。

- ・皆、良かれと思ってやるが、それは淘汰されなければならない。淘汰するのは、行政のルールによってなのか自然淘汰に任せるのか、自然淘汰させるべき。その結果、残ったものは社会的に存続させるべきものだろうから、ようやくそこで補完性の原理が利くようになる。
- ・それ無しでやると、補完性の原理も利かず、住民活動の促進にもならない。

〔笠原委員〕

- ・それは、前回出た市職員に対する人事考課と同じシステムでないか。
- ・基本的には公平なシステムをいかに盛り込んで実効性のある条例にするかということ。

〔杉本委員〕

- ・そして、今回の条例に関しては、今後どうするのかという活動評価のような視点でやってはどうか。
- ・これまでは「誰がやるのか」といった存在の定義ばかりやっていたが、「良いことをしましよう」というようなスタイルの条例にもっていくと、「きょうどう」に関するベースも生きてくると思う。

〔中山座長〕

- ・そうすると、Aの領域に「協働」は入って欲しくないが「共働」は他にも入って構わないというように聞こえるが。

〔杉本委員〕

- ・構わない。「協働」に関しては、今までの条例等に一切矛盾が無いようにという組み立て方で、あくまでも住民の自由意思による活動を促進できるような体制をつくりたい。
- ・その領域拡大が住民自治の実力を付ける場所だという感じがしている。

〔水口委員〕

- ・座長は3つの考え方に分けていたが、自分は杉本委員の考えと相違はないので、2つの考え方だと思う。
- ・「協働」と「共働」は使い分けるべきだと思っている。強く分けるかどうかだけのこと。

〔中山座長〕

- ・そうすると、「協働」はAに入るべきではなく、「共働」は全部を網羅するということ。
- ・次に、逢坂委員の意見を伺いたい。

〔逢坂副座長〕

- ・従来からの「協働」流れはあり、北見のまちづくり協議会からも「協働」を進めるとの答申が出されている。この流れは大事にしてもらいたい。
- ・2つ目に、行政が関わるものと市民自治の部分では、考え方が違うのではないかということ。
- ・3つ目は、そういうことが理解できるものであれば、総体的に「共働」を使っても良いのではないか。全てを包括した中で「共働」を使うことはやぶさかでない。
- ・この3点を自分の考えとして言っておきたい。

〔中山座長〕

- ・現行の「協働」は残しながら「共働」を包括的に使うということだが。

〔逢坂副座長〕

- ・そういうことだが、ただ、杉本委員も言ったように、市民の部分の「きょうどう」と市民が絡む「きょうどう」は違うものだと思うので、言い方なり運用の仕方に対応していけば良いと思う。
- ・ここできちんとした画を描いて定義をしなくても良いが、理解だけはしてもらいたい。

〔中山座長〕

- ・そうすると、ひとつに集約されたようだ。

〔杉本委員〕

- ・各委員へのお願いになるが、今日提出した資料の後半に住民自治に関して書いているが、この考えで良いのか、他の考え方はないか、皆さんに訊きたいので次回までの宿題にさせて欲しい。
- ・自治体で条例を考える時には住民自治や団体自治を謳わなければならないが、住民自治をどう捉えて良いのかを考えているようだ。自分なりに考えてみたが、本当にこれで良いのか分からない。外せない文言なので、各委員の考えを意見交換ができればと思う。

〔中山座長〕

- ・この会議での意見がひとつに纏ったようだ。
- ・基本的に「協働」はそのまま活かしながら、それを網羅する「共働」が存在するという考え方で良いか。
- ・そうすると、今の杉本委員の話のような住民自治や団体自治のことが出てくるし、原則のところでは平仮名で「きょうどう」と書いていた部分をどういう書き方にしていくのかといった話になってくると思う。
- ・次回はその辺の話に踏み込んでいきたいと思うが、よろしいか。

（異論なし）

- ・事務局の方から何かないか。例えば、今日纏ったような考え方は今後の手続き上、「協働」もあるので非常に難しいとか、今の時点で何かあれば。

〔事務局～企画課長〕

- ・手続き等の話ではないが、今の議論を聴いて疑問に感じている点がある。
- ・こちら側も「共働」を使うこと自体を否定しているわけではなく理解はするが、その上で聞いていると、違う部分を感じられたので、そこを解消するために今日の議論をしてもらいたいという思いもあった。
- ・最終的に、資料1の図の「その1」のように、市民同士の部分と市民と行政が関わる部分を明確に色分けしようという考えが議論の中でもあったが、それが今は、すべて「共働」の中に入れても良いという終わり方になっていることが、正直、聞いていて個人的には理解できていない。
- ・「協働」と「共働」の違いは何か、と言われた時に整理できていない。
- ・根本には「共に汗をかいて、共に働いて、良いまちを作っていこう」という理念は解かるが。

〔杉本委員〕

- ・一言で言うと活動母体が違う。それだけである。

〔事務局～企画課長〕

- ・市民の領域に行政は入って欲しくない、この領域はきちんと守っていかなければならないということだと思う。そこを「共働」という違う言葉で明確にしようとする意図は分かる。
- ・独立しているものだと押さえているが、最後に、それも含めて全部が「共働」で良いということになると、じゃあ、この領域はどうか、一緒になっていないと思うが、全部同じ考えだとなっているところが疑問である。

〔杉本委員〕

- ・よいまちをつくるための方針としてのスローガンのものと、活動自体の名称の使い分けをしなければならないのかもしれない。

〔事務局～企画課長〕

- ・そのところが、まだ理解できていない。

〔中山座長〕

- ・笠原委員から提出されている資料にあるが、「協働」とは別に「共働」をこういうふうに定義しようということにしてはどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・これは行政と市民が関わる領域が完全に抜けているので、これを見た時には「その1」のイメージが強いと受け止めた。市民の行政とは関わらない部分を表していると思った。

〔笠原委員〕

- ・主体も関わり方もいろいろある。現在の北見の「協働」は、市民協働推進課でやっている地域振興策である。前にも確認したように、条例に基づいて市民活動を推進しているというより、行政主体的な或いは市民懇話会から提案されたようなものに補助金を出しているという形が現実だと思う。この条例の市民活動の部分にそれが出てくるかもしれないという押さえで、まちづくり総体については「共働」で良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・その辺を含めて次回の会議で議論したい。

〔高橋委員〕

- ・今の考え方で良いと思う。まちづくり全体は「共働」だが、行政が強く関与する部分は「協働」ということ。

〔笠原委員〕

- ・行政が強くというより、今の北見で実際にやっていること。それを否定しても意味は無く、今後どうするかというのは別な論議。
- ・条例上「協働」を置くならば、市民活動や住民組織、コミュニティの項目に位置付けられるか。それ以外の執行機関や議会の項目に「協働」という表現はできないと思う。
- ・むしろ、定義や原則の部分で覆い被さるような形で「協働」をかけておいて、その中で活動自体を内包できるような形になる。

〔中山座長〕

- ・公益が「協働」でポイントになっているが、それを網羅した、道徳（モラル）も範疇に入れて「共働」を書いていくということか。

〔笠原委員〕

- ・ヒューマニズムと言ったが、法的表現では生存権等を守ることになると思う。

〔中山座長〕

- ・この後、原則に「共働」をどのように持ってくるかという話になると思う。
- ・今日、大体のイメージは固まったと思うので、「共働」の定義を文言にするとこんな感じといったことを、今回、笠原委員から出されたような短い形で、次回までに考えてきてもらいたい。そうすると、よりハッキリするのではないか。
- ・次回は、先ほど杉本委員が言った「住民自治と団体自治の違い」と、今の原則における「共働」について議論していきたい。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・市民会議として、「共働」を理念の中心に据えた条例づくりをしていくとした場合、市民に分かり易くイメージを伝えなければならない。その場合、例として資料1のような図があると視覚的に分かり易いと思う。
- ・しかし、そういった形でのイメージをしない(できない)と考えるのか、最終的には何かしらのイメージを作った方が良く考えるのか、整理願いたい。
- ・事務局としては、市民に伝えるという面ではイメージ図や文言による簡単な定義は外せないと考えており、この会議で議論してもらいたいと思っている。

〔中山座長〕

- ・その件については、はっきりさせておいて方が良く思う。
- ・先にも言った「公益の領域」に「協働」が掛かっているのであれば、それ以外のものを含むという、この上に枠が付くような形。皆さんは、どういうイメージだろうか。

〔杉本委員〕

- ・幾つかに分けて、その上に横断的に付くものはスローガン(理念)的な役割で、それぞれの活動を表すものではないと思う。
- ・「協働」も「共働」も、それぞれ働き方や主体の違いがあるが、それを豊田市のように横断的にやってしまうと、この文字がスローガン(目的)になってしまう。

〔中山座長〕

- ・そうすると、逢坂委員が言ったように、原則では「協働」を使い、理念で「共働」を出すという形になるのかと思うが、それとは違うのか。

〔杉本委員〕

- ・その形では、それぞれの事業の行動が説明できない。
- ・上に付くのは理念やスローガンのレベルのものだと思う。
- ・自分が分けていたのは、具体的に状況を設定している分け方で、タイトルの性格を入れていない。
- ・豊田市のイメージ図の上ある「共働」は条例のどこに機能してくるのか探してみたが、機能するところがない。ということは、その文言は、まちづくりのタイトルである。

〔笠原委員〕

- ・これまではピラミッド型だったが、個人や地域があってそれらの結びつきを表していくことになるのだと思う。

- ・その結びつき方ややり方、働き方を一々定義していく必要があるか、それとも曖昧な形にしておくか。
- ・どちらかというとな法的より政治・社会的な発想で見えていくと、こうしたイメージになるのではないか。

〔杉本委員〕

- ・理念などを掌握してもらおう場合のデザインと、システムとして出す場合のデザインを変えれば良い。
- ・1枚の紙の中で理念やシステムを全部表そうとしても無理だと思う。フローチャートにいくら線を引いても混乱するだけ。
- ・伝えるための目的に合わせてデザインをすれば良いだけなので、そんなに拘ることもないのではないか。

〔中山座長〕

- ・現行の「協働」を説明するA～Fの枠組みがあるが、そもそもこの枠組みの中に入れて「共働」を定義すること自体に意味が無いということか。

〔杉本委員〕

- ・そうではなく、その機能や活動を説明するためには必要で、その説明が無ければ、理念だけでは何も動かない。
- ・具体的に説明する場合には、具体的な状態を挙げなければならない。状態分類をしたらA～Fの6つ位に分けられると思う。

〔中山座長〕

- ・そうすると、福岡市のイメージに近いということか。
- ・「協働」だけれども、その活動を包括するような形で「共働」を使っていくということ。

〔杉本委員〕

- ・北見市の中の自治活動にはどういう仕事があるのかということをお初めに説明しなければならない。法廷受託業務等行政独自の業務があって、その中で、我々がやることはこの部分、行政と一緒にやるのはこの部分というように、自治に関する事業の内容が分からなければ負担のしようがない。そのためには分けておかなければならない。

〔高橋委員〕

- ・どうしてもするなら、財政の問題だと思う。

〔杉本委員〕

- ・それは、条例で定義しなければならない。
- ・そこのところで、行政の問題などを定義しなければならない場合、カテゴリーに分けて状態を説明しなければならない。

〔中山座長〕

- ・定義の宿題を出しているが、そもそも「協働」のイメージ図を使って説明することは難しく、新たなイメージ図をつくるということか。

〔笠原委員〕

- ・プレゼンテーション資料的にいえば、対馬市が作っているもののような形が分かり易いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・対馬市は、パレート図などいろいろなことをやっているが、それはそれで後の議論で考えても良い良いと思う。

〔中山座長〕

- ・次回に向けて、そういった資料があれば、事前に事務局あてに送ってもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・この会議に参加して、行政に対するイメージが反行政的に見られたが、本当は、行政そのものが市民からの付託を受けた、市民の意思を表現しているとみたい。
- ・その場合、対立概念的な過去の行政のあり方は批判しなければならないが、市民の思いを施策として市民に代わって行っていると考えると、行政そのものに対する考え方を変えるきっかけにしなければならない。
- ・自分も反行政的に見られているが、実際はそういうことではない。
- ・行政は独立しているのではなく、市民の意思を体現するもので、その中身が今までは遠かったので、市民の目で評価して取捨選択しながらスリム化していくような構造にしていくものだと思う。
- ・用語に捕われると、「行政が」「市民が」という発想になるがそこを変えていくことだと思う。

〔中山座長〕

- ・対馬市の資料ということが出たが、事務局でも持っていると思うので、それも参考にしながら、次回以降、どういうイメージにしていくかということ話し合いたい。

次回の会議について

〔事務局～企画課長〕

- ・この後、議会が始まるが、今回の案内時に日程を確認したところ、出席可能な委員が多かったので、できれば9月22日に開催したい。改めて案内をする。
- ・対馬市の資料についても、案内時に同封する。